

## 1. 事業の概要

### (1) 事業名

佐野市生活路線バス運行事業

### (2) 事業目的

本事業は、主として高齢者や学生等の日常生活行動における移動手段を確保することを目的とする。

### (3) 事業内容

別紙の佐野市生活路線バス運行事業実施要領（以下「実施要領」という。）のとおり。

### (4) 事業期間

運行事業者は市と協定を締結し、協定締結日から令和12年3月31日までを事業期間とし、運行開始日は令和7年4月1日とする。協定は特別な事情がない限り解約できないものとする。ただし、運行事業者が協定締結後に参加資格要件を満たしていないことが明らかになった場合や、運行上危険とされる場合及び不誠実な対応があった場合はこの限りではない。

### (5) 募集路線等及び事業限度額

募集路線等及び事業限度額は次のとおりである。令和8年度以降も同様の額を限度額とする。また、事業への応募にあたっては複数ブロックへの応募も可能とする。なお、事業限度額には、消費税及び地方消費税は含めず、以下の経費を含めないものとする。

①(6)のデマンド交通予約センターの運営に必要な経費

②事業計画の変更や燃料費の高騰、当初想定していなかった車両の修繕等、事業者の責に帰さない理由による運行経費（以下「緊急時の支出」という。）

| 各ブロックの令和7年度事業限度額                |            |
|---------------------------------|------------|
| 【ブロック1】 植下高萩線・犬伏線・運動公園循環線・田沼葛生線 | 106,754 千円 |
| 【ブロック2】 葛生エリア                   | 30,489 千円  |
| 【ブロック3】 田沼エリア・足利線               | 46,882 千円  |
| 【ブロック4】 赤見エリア                   | 12,892 千円  |
| 【ブロック5】 佐野南部エリア                 | 9,101 千円   |

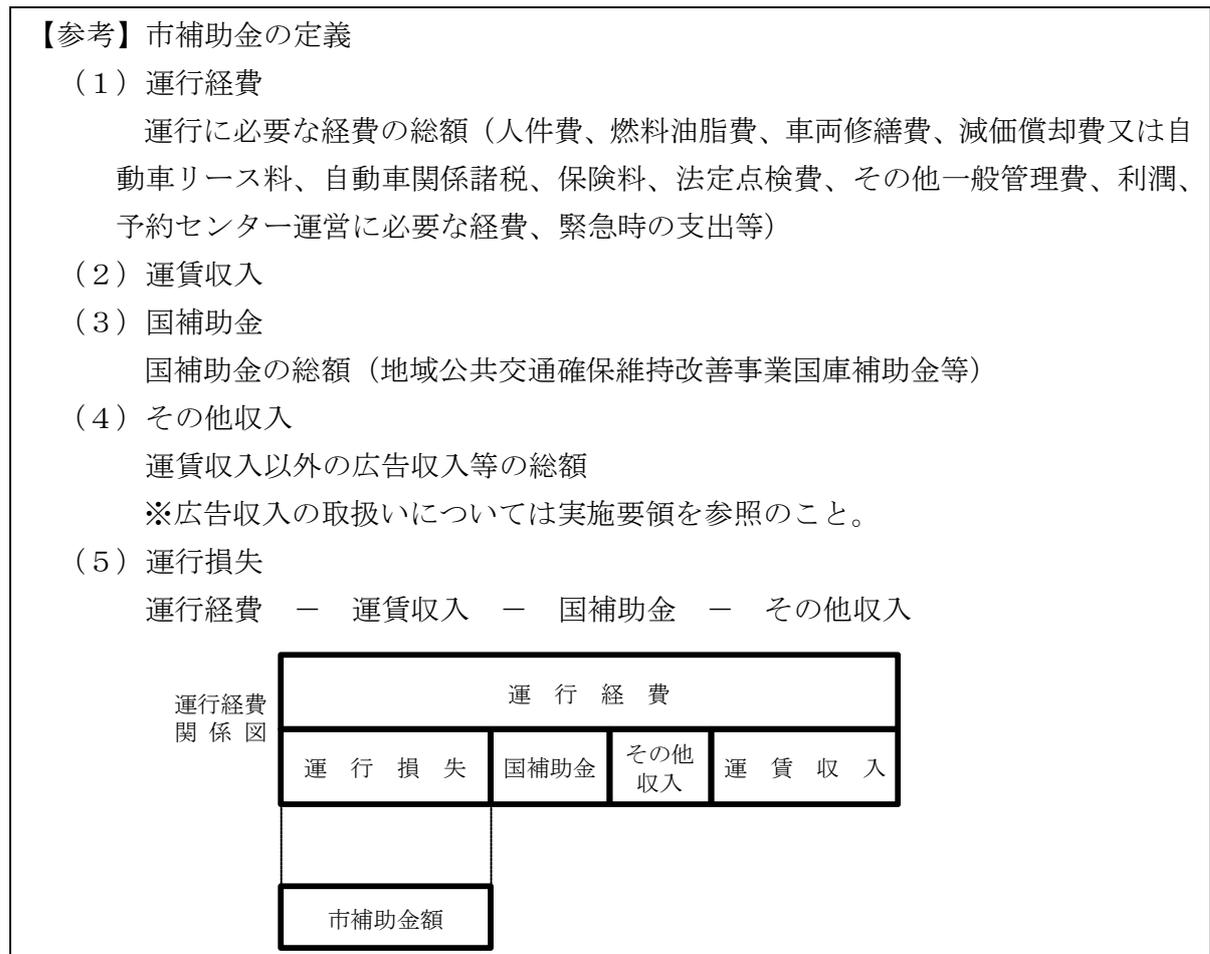
### (6) デマンド交通予約センターの設置運営

ブロック2からブロック5までの運行事業者は、市及び運行事業者間で協議したうえで共通のデマンド交通予約センター（以下「予約センター」という。）を設置し運営するものとする。予約センターの運営にかかる令和7年度の事業限度額は 15,649 千円とし、令和8年度以降も同じ額を事業限度額とする。

### (7) 市補助金

事業期間内の各年度（4月1日から翌年3月31日まで）において、年度内に要した運行経費（利潤を含む）から運賃収入、国補助金及びその他収入を差し引いた運行に係る損失額と同じ額を、佐野市生活路線バス運行費補助金交付要綱（令和元年佐野市告示第182号）に基づき、市から運行事業者へ市補助金として交付する。なお、予約センターの運営に必要な

な経費及び市が認める緊急時の支出についても運行経費に含めるものとする。



## 2. プロポーザル方式により運行事業候補者を特定する理由

持続可能な公共交通ネットワークの確保・維持の実現に向け、その一部を担う佐野市生活路線バスの運行・運営には、運行経費の多寡のみでなく、運行の安全性や利便性等の向上を図るための公共交通に係る豊富な運行・運営ノウハウが求められることから、業務実績等による客観評価及び各種提案のプレゼンテーション等による評価によって事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用する。

## 3. 方式及び理由

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 理由 広く参加者を募集して、本市に最良の効果をもたらす提案を行った応募者を選定するため。

## 4. 参加資格要件

応募する事業者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

- (2) 佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 社会保険等加入義務者（健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく保険（以下これらを「社会保険等」という。）への加入が義務付けられている者をいう。）が社会保険等に加入していること。
- (7) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (8) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者であり、かつ現在、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、又は運行開始日の前日までに確実に同許可を有する見込みがある者。
- (9) 法人、個人は問わないが、佐野市内に営業所を有し、かつ市内に運行車両及び予備車両を保管する場所を有している者（事務所及び運転者の休憩所含む）、又は運行開始日までに確実に有する見込みがある者。

## 5. 運行事業候補者を特定するまでの事務手順及びスケジュール

| 実施内容                        | 実施時期（令和6年度）       |
|-----------------------------|-------------------|
| 実施手続き開始の公告                  | 6月10日（月）          |
| 説明書及び実施要領の交付                | 6月10日（月）～6月21日（金） |
| 参加表明書の受付期間                  | 6月10日（月）～6月21日（金） |
| 参加表明書及び説明書、実施要領に対する質問の受付    | 6月10日（月）～6月18日（火） |
| 参加表明書及び説明書、実施要領に対する質問への回答期限 | 6月20日（木）          |
| 提案資格確認結果通知及び提案書の提出要請        | 7月4日（木）           |
| 提案書に対する質問の受付                | 7月4日（木）～7月30日（火）  |
| 提案書に対する質問への回答期限             | 8月2日（金）           |
| 提案書提出期限                     | 8月5日（月）           |
| 審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）   | 8月22日（木）※予定       |
| 特定・非特定通知書の通知                | 8月下旬              |
| 協定締結                        | 8月下旬～9月上旬         |

## 6. 参加表明書の作成様式及び問合せ先

(1) 本事業へ応募する者は、次の書類を提出するものとする。公的機関が発行する証明書など、自ら作成できない書類については、正本のみ原本とし、副本には写しを添付すること。証明書については、発行日から3か月以内のものを提出すること。

①プロポーザル参加表明書（様式第1号）

②参加資格要件確認表（様式第2号）

- ・道路運送法第4条第1項の規定に基づく許可証等の写し  
（一般旅客自動車運送 事業許可（乗合・貸切・乗用）の写し）
- ・一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けていない者は、取得に向けた申請及び許可スケジュール表（書式は任意とする）
- ・国税及び地方税の未納がないことの証明書（直近1年のもの）  
税務署が発行する納税証明書 法人にあつては「その3の3」、  
個人にあつては「その3の2」  
栃木県が発行する県税に未納がないこと（全税目）の証明  
ただし、栃木県内に事務所等が所在せず、栃木県に対して納税義務を有さない場合には、本店所在都道府県の発行する同等の内容の証明書とする。  
佐野市が発行する納税証明書（市税に未納がないことの証明）  
ただし、佐野市内に事務所等が所在せず、佐野市に対して納税義務を有さない場合には、本店所在市町村の発行する同等の内容の証明書とする。
- ・社会保険等への加入状況を証明できるもの  
直近の社会保険料（厚生年金保険料及び健康保険料等）の領収証書又は、領収済額通知書の写し
- ・商業登記事項証明書又は代表者の身分証明書  
法人にあつては、法務局が発行する、履歴事項証明書  
個人にあつては、本籍地のある市町村が発行する代表者の身分証明書
- ・営業所、及び車庫（事務所及び運転者の休憩所含む）の位置を示す書類。取得予定の場合は、その位置を示す書類。

③企業概要調書（様式第3号）

法人にあつては、直近1年分の事業年度における貸借対照表、損益計算書、一般旅客自動車運送事業報告書（第1号第2表）「一般旅客自動車運送事業損益明細表」、個人にあつては、令和5年分の確定申告書及び青色申告決算書又は収支内訳書の写しを添付すること。

④暴力団等の排除に関する誓約書（様式第4号）

(2) 参加表明書及び説明書、実施要領に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及び回答方法

①質問の内容

質問の内容は、参加表明書の作成及び説明書、実施要領に係るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

②提出期間

令和6年6月10日（月）午前8時30分から  
令和6年6月18日（火）午後5時まで

③提出場所

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地  
佐野市都市建設部 交通政策課 地域交通係  
TEL 0283-85-7303（直通） FAX 0283-20-3035  
E-mail chiikikoutu@city.sano.lg.jp

④提出方法

「参加表明書及び説明書、実施要領に対する質問書」（様式第5号）を用いて、持参、郵送、または電子メールに添付して提出すること。郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除き提出すること。質問書以外の問合せは受け付けない。

⑤回答方法

令和6年6月20日（木）午後5時までに佐野市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対して電話等の対応も含め個別回答は一切行わない。

## 7. 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法等

- (1) 提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出場所 6（2）③と同じ
- (3) 提出方法 ・持参又は郵送とし、郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。  
・持参による場合は、佐野市の休日を定める条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前8時30分から午後5時までに提出すること。
- (4) 提出部数 参加表明書の提出部数は、正1部、副11部とする。

## 8. 参加表明者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知する。

- (1) 確認を行った結果、参加者として選定された場合は、選定された旨とプロポーザル参加要請を书面（提案資格確認結果通知書（様式第6号））により通知する。
- (2) 確認を行った結果、非選定となった場合は、選定されなかった旨を书面（提案資格確認結果通知書（様式第6号））により通知する。
- (3) 上記（2）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、非選定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおり。
  - ① 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）

- ② 受付場所 6 (2) ③と同じ
- ③ 提出方法 7 (3)と同じ
- (4) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行う。

## 9. 提案書の作成様式、記載上の留意事項

### (1) 提案書の作成様式

次の書類をページ番号を付し作成すること。

- ①佐野市生活路線バス運行事業に関する提案書(様式第9号の1)
- ②運行に関する基本的事項調書(様式第9号の2)
- ③実施方針とまちづくりへの意欲(様式第9号の3)
- ④乗務員の安定確保に関する提案書(様式第9号の4)
- ⑤運行の安全性に関する提案書(様式第9号の5)
- ⑥利用者の利便性に関する提案書(様式第9号の6)
- ⑦運行経費明細書及び見積書(様式第9号の7、第9号の8)

提出書類は、日本産業規格「A4版」縦、両面を使用するものとする。横書き左綴じを基本とし、文字サイズは12ポイント以上、書体は明朝体とする。縦横余白は20ミリ、ページ番号を記載し、カラー印刷とする。様式第9号の7は日本産業規格「A3版」片面とし、文字サイズは指定しない。

企業名の記載、押印等は正本のみに行い、副本については、提案資格確認結果通知書(様式第6号)に記載された呼称を表紙の右上に記載(ゴシック体、文字サイズ20ポイント)し、提出者を識別することができる内容(具体的な会社名や記号等)は記載しないこと。

提案書は提出後の差替え、追加はできないものとする。

提案書様式第9号の3から第9号の6までは別表1に示す「評価の内容」1つにつき1ページ以内でまとめること。なお、各提案書の内容を補足するうえで必要に応じて任意の様式で補足資料を添付することができる。ただし、補足資料は提案書に関連する内容のものであり、提案書に代えることはできない。

複数のブロックに応募する場合、応募するブロックごとに提案書を作成すること。

### (2) 記載上の留意事項

提案書については、本事業における具体的な取組や事業実施にあたっての考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、佐野市地域公共交通計画の内容を理解したうえで作成すること。

提案内容は実施要領の内容を踏まえ、佐野市生活路線バスを運行するうえで無理のないものとし、提案した取組は全て実施すること。

予約センターの設置運営については、運行事業者の特定後に市及びブロック2からブロック5までの運行事業者間で協議のうえ決定するため、提案内容には含めないこと。なお、提案書に記載があっても評価しない。

運行経費明細書(様式第9号の7)及び5年間の運行経費の平均値(様式第9号の8)の

作成にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

- ①令和7年4月1日から令和12年3月31日までの年度ごとの運行経費明細書（様式第9号の7）及び5年間の運行経費の平均値（様式第9号の8）を算出するものとし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、全ての科目において消費税及び地方消費税を含めずに積算すること。ただし、市の貸与車両を含めた車両に関する修繕料に関しては、緊急時の支出は含めず、日常的に行われる点検整備及び車検等の法定点検に係るものは含めること。また、予約センターの運営に必要な経費は含めない。
  - ②燃料費は資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の令和6年6月1日時点の最新の単価をもとに、1日あたりの走行距離及び回送距離を見込み算出すること。また、ブロック2からブロック5は以下の想定走行距離を基に算出すること。
- | 運行路線名  | 葛生エリア    | 田沼エリア    | 足利線      | 赤見エリア    | 佐野南部エリア  |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 想定走行距離 | 576.0 km | 680.0 km | 300.0 km | 143.1 km | 143.1 km |
- ③人件費等（燃料費を除く）は、毎年の単価の上昇を見込んで見積もること。
  - ④運行経費明細書は、提案した取組が全て実現できるよう見積もること。

## 10. 提案書に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及び回答方法

### (1) 質問の内容

質問の内容は、提案書の作成に係るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

### (2) 提出期間

令和6年7月4日（木）午前8時30分から

令和6年7月30日（火）午後5時まで

### (3) 提出場所 6（2）③と同じ

### (4) 提出方法

質問は、「提案書に対する質問書」（様式第7号）を用いて、持参、郵送、または電子メールに添付して提出すること。郵送による場合は、配達記録が残る方法に限る。ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。持参による場合は、休日を除き提出すること。質問書以外の問合せは受け付けない。

### (5) 回答方法

令和6年8月2日（金）午後5時までに佐野市ホームページに受け付けた質問に対する回答を掲載する。なお、質問に対して電話等の対応も含め個別回答は一切行わない。

## 11. 提案書の提出期限、提出場所、提出方法及び問合せ先等

### (1) 提出期限 令和6年8月5日（月）午後5時（必着）

### (2) 提出場所 6（2）③と同じ

### (3) 提出方法 7（3）と同じ

### (4) 提出部数

提案書の提出部数は、9（1）を正1部と副11部とする。なお、様式第9号の2の添付

書類及び様式第9号の7、様式第9号の8は正1部のみとする。

(5) 問合せ先 6 (2) ③と同じ

## 12. プレゼンテーション

(1) 日時 令和6年8月22日(木) ※予定。詳細な時間・場所については、別途通知する。

(2) 場所 佐野市役所(栃木県佐野市高砂町1番地)

(3) 実施方法

①プレゼンテーションは20分以内、ヒアリング審査は10分以内とする。なお、複数のブロックに応募する場合、応募したブロックを一括でプレゼンテーション(20分以内)及びヒアリング審査(10分以内)するものとする。

②プレゼンテーション及びヒアリング審査は非公開とする。

③プレゼンテーション及びヒアリング審査の参加者は3名までとし、プレゼンテーション及びヒアリング審査説明員報告書(様式第8号)により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出ること。参加者は応募事業者に日常的に勤務する社員とし、コンサルタント等の参加は認めない。

④プレゼンテーション及びヒアリング審査は提出した提案書及び補足資料により行うものとする。電子機器を利用して行うことは認めない。

⑤プレゼンテーション及びヒアリング審査は実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料の持ち込みや提出は認めない。

⑥プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。

## 13. 提案書を特定するための評価基準

提案書の特定は、佐野市プロポーザル方式実施要綱第5条第3項に準じて設置した、佐野市生活路線バス運行事業者評価委員会(以下「委員会」という。)において、提出された提案書に対する審査により実施する。

(1) 評価基準

提案書を特定するための評価基準は別表1のとおりとする。

(2) 順位の確定方法

評価項目による評価の結果、各ブロックで評価点数の合計が最も高い者を最優秀者とする。各者の評価点数は、委員の点数を合算し、平均して算出する。最も高い評価点数を獲得した提案者が複数の場合(同点の場合)は、次の①、②の選考過程により順位を決定し、最優秀者とする。なお、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に最優秀者とする。

① 別表1の評価項目のうち、「乗務員の安定確保」及び「運行の安全性」、「利用者の利便性」の合計点数が最も高い者

② ①に該当する者が複数ある場合は、5年間の運行経費の平均値が最も低い者

(3) 基準点

合計評価点数の60%以上の得点である60点以上とする。

#### 14. 提案書の特定及び非特定に関する事項

- (1) 提案書を提出した者に対して審査結果を書面により通知する。
- (2) 提出した提案書が特定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、委員会に対して非特定理由について説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりとする。
  - ① 受付場所 6 (2) ③と同じ。
  - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（休日を除く）
  - ③ 提出方法 7 (3)と同じ
- (3) 上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

#### 15. 結果の公表及び方法

佐野市プロポーザル方式実施要綱第19条に準じて同条第1項各号の内容について公表する。  
公表の方法は、交通政策課での閲覧とする。

#### 16. 協定締結に関する事項

- (1) 協定締結の相手方としての特定  
委員会の審査により提出した提案書が最優秀となった者を、本事業の運行事業者として特定するとともに、提案書に基づき事業の仕様内容を協議し、仕様が整った段階で協定を締結する。この際に、実施要領7の内容に変更が生じた場合は運行経費見積額が増減することがある。事故等によるやむを得ない事由により協定を締結できない場合は、次点者を運行事業者として特定する。
- (2) 協定書作成の要否 要
- (3) 協定の解約  
協定締結後に、運行事業者が本説明書に定める失格事項に該当していたことが明らかになった場合及び運行上危険とされる場合、不誠実な対応があった場合は協定を解約することができる。

#### 17. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ① 提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 本説明書4に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合
- ④ 見積書に記載した金額を訂正した場合
- ⑤ その他本説明書の定めに違反した場合
- ⑥ 本件に関して不正あるいは公平を欠く行為等があった場合

## 18. その他の留意事項

- (1) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書は返却しないものとする。なお、提出された参加表明書及び提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で使用することはない。ただし、事務局は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提案書の複製、記録及び保存等を行う。
- (3) 本説明書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(別表1) 提案書等の評価配点及び評価基準 (1/3)

| 評価項目        | 評価の内容            | 評価基準  | 配点 |
|-------------|------------------|---|----|
| 運行に関する基本的事項 | 運行準備計画           | 乗務割、労働時間を前提とした乗務員の選任計画が適切なものになっているか               | 2  |
|             |                  | 運行車両及び予備車両の車種・規格・台数（取得予定も含む）が十分なものとなっているか         | 2  |
|             | 旅客運送事業の実績        | これまでの旅客自動車運送事業や官公庁の同種・類似事業の実績があるか                 | 2  |
|             | 国土交通省による処分の状況    | 会社全体における過去5年間の国土交通省による処分がないか                      | 2  |
|             | 過去5年間の重大事故の発生の状況 | 会社全体における重大事故（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故）がないか | 2  |
| 小計          |                  |   | 10 |

提案書等の評価配点及び評価基準（2/3）

| 評価項目     | 評価の内容                | 評価基準   | 配点 |
|----------|----------------------|--|----|
| 実施方針     | 実施方針及びまちづくりへの意欲      | 事業の目的や関連計画に対する十分な理解度があるか                             | 5  |
| 乗務員の安定確保 | 乗務員の安定確保に向けた取組       | 長期的かつ安定的な人材確保に向けた取り組みが行われているか                        | 5  |
| 運行の安全性   | 安全教育訓練体制             | 乗務員に対して定期的かつ十分な研修実施体制が整っているか                         | 5  |
|          | 提案者独自で実施している安全安心の取組  | 国の基準以上または国の基準以外で提案者独自で安全安心の取り組みが行われているか              | 5  |
|          | 緊急時の対応               | 事故や車両故障の発生時において十分に対応できる体制が整っているか                     | 5  |
| 利用者の利便性  | 接遇教育体制及び苦情処理体制       | 乗務員に対して定期的かつ十分な研修実施体制が整っているか<br>苦情を的確に処理できる体制が整っているか | 5  |
|          | 運行状況の周知              | 運行に関する情報を利用者へ効果的に周知できる取り組みが考えられているか                  | 5  |
|          | 利用促進策及び収益拡大策の提案      | 利用者増加及び収益性の向上（運行経費削減も含む）に繋がる取り組みが考えられているか            | 5  |
|          | 他の公共交通機関との連携に関する取組   | 佐野市地域公共交通計画の考え方を理解し、他の公共交通機関との効果的な連携策が考えられているか       | 5  |
|          | 高齢者及び障がい者への配慮        | 国の基準以上または国の基準以外で高齢者及び障がい者の利便性が向上するような取り組みが考えられているか   | 5  |
|          | チケットレス化及びデジタル化に関する取組 | デジタル技術の活用により、利便性の向上に繋がるような取り組みが考えられているか              | 5  |
|          | その他利便性向上に繋がる独自の取組    | 上記以外に利便性の向上に繋がるような取り組みが考えられているか                      | 5  |
| 小計       |                      |  | 60 |

提案書等の評価配点及び評価基準（3/3）

| 評価項目      | 評価の内容                          | 評価基準  | 評価点    | 配点  |
|-----------|--------------------------------|---|--------|-----|
| コスト       | 見積額及び積算内容の妥当性                  | 5年間の運行経費の平均値について以下のとおり評価する。                                   |        |     |
|           |                                | A：見積最低額   | 20     | 20  |
|           |                                | A以外： $(\text{見積最低額} \div \text{見積金額}) \times 20$<br>小数点以下切り捨て | 左記のとおり |     |
| プレゼンテーション | 説明内容の的確性、説明のわかりやすさ、質問に対する的確な回答 |   | 10     | 10  |
| 小計        |                                |   |        | 30  |
| 合計        |                                |   |        | 100 |

※各評価委員の点数を合算し、平均した点数とする。